

広島県告示第三百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定によって、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を農林水産大臣から受けた。

平成三十年四月五日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 保安林予定森林の所在場所

庄原市比和町三河内字長谷南組二一五七から二一五九まで、二一六〇の一、二一六一、二一六二、字泓谷山七六八五から七六九二まで、七六九三の一、七六九三の二、七六九四から七七〇二まで、七七〇三の一、七七〇三の二、七七〇四から七七〇七まで、字中先途七七一二、七七一三、甲七七一四、乙七七一四、七七一五から七七二〇まで、七七二二の一から七七二二の三まで、七七二三の一から七七二三の四まで、七七二四の一、七七二四の二

二 指定の目的

水源の涵養^{かん}

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

- (一) 主伐に係る伐採種は、定めない。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課及び庄原市役所に備え置いて縦覧に供する。）